

表 1 (令和6年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
					~	該当なし		
					~			
					~			

表 2 (令和7年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R7	環境部 環境政策課	長崎市第三次環境基本計画改訂	877	R7.4 ～ R8.3	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に令和3年度に策定した長崎市第三次環境基本計画(計画期間：令和4～令和12年度)が策定から4年経過することから計画期間の中間年度として計画の改訂を行う。	これまで4年間の取組みを検証し、現状の変化や今後の課題等を踏まえ、市民及び学識経験者等で構成される環境審議会において審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞き見直しを行う。
2	R7	環境部 資源循環課	長崎市合理化事業計画(合特法関係)	0	R元.7 ～ R8.3	し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を安定的に継続させるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づいて、合理化事業計画を策定する。	将来のし尿等の発生量の予測に基づいて、適正な規模の事業者数や車両台数とする必要があるため、令和元年6月の請願の趣旨も踏まえ、し尿処理事業問題対策会議の開催や、関係事業者との協議を重ね、計画を早急に策定する。
3	R7	経済産業部 産業雇用政策課	第六次長崎市経済成長戦略	5,000	R7.4 ～ R8.3	地域経済の成長戦略として長崎市全体としてのめざすべき方向性や基本方針を示したうえで、その実現に向けて長崎市において特に重点的に取り組む分野や施策を示すことを目的として令和3年度に策定した第五次長崎市経済成長戦略が令和7年度に終期を迎えることから、令和8年度から令和12年度までを対象期間とする次期成長戦略を策定する。	長崎市経済活性化審議会において、学識経験者及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取し、パブリックコメントの実施を経て策定する。 本市の持続的な経済成長の方向性を示し、地域経済の活性化を図る。
4	R7	経済産業部 商業振興課	長崎市中心市街地活性化基本計画(第3期)	0	R7.4 ～ R8.3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和8年度から5年間の第3期基本計画を策定する。	中心市街地活性化協議会における学識者や関係団体等の意見やパブリックコメントによる意見、国との協議の結果等を踏まえながら、国が定める申請マニュアルに基づき策定する。 中心市街地の活性化に関する法律に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進することが可能となる。
5	R7	文化観光部 観光政策課	長崎市観光・MICE戦略	2,568	R7.4 ～ R7.12	本市を取り巻く環境は絶えず変化しており、交流人口の拡大に向けて、その進むべき基本的な方向性を多角的な見地から検討し、観光及びMICEの振興に関する観光・MICE戦略を策定する。	策定に際しては、観光等に関する専門的な知見を有する者を招聘し、審議会を開催する。 本市が目指す「21世紀の交流都市」に向けて、国内外の観光客のほか、MICEなどに係る来訪客を含め、まち全体で受け入れ、利益を享受するため、DMOをはじめとする「民」と本市とが官民共有する方向性やそれを達成するための基本的な施策を示すことで、官民一体となって観光を発展させる。

表 2 (令和7年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
6	R7	文化観光部 世界遺産室	史跡高島炭鉱跡 整備基本計画	23,292	R6.4 ~ R8.3	平成30年から30年間に計画期間とし、10年ごとに見直すこととしていた、史跡高島炭鉱跡（端島炭坑、高島北溪井坑、中ノ島炭坑）を対象とする史跡高島炭鉱跡整備基本計画を改定する。	端島炭坑については、護岸遺構や生産施設遺構の劣化状況や工法検討等の結果を踏まえ整備方法や整備順序等を見直し、高島北溪井坑と中ノ島炭坑については、平成30年以降に行った整備事業の進捗状況等を計画に反映させる。また、本市の附属機関の高島炭鉱整備活用委員会において、学識経験者、内閣官房、文化庁、長崎県、土木・建築の専門家の意見を聴取する。